

## 質疑回答書

件名：堺市電子入札関連システム再構築業務

	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
1	ページ番号	P5	(4)「なお、本調達においては、受注者のデータセンターに構築したプライベートクラウド上で運営するシステムを想定している。」と記載がありますが、受注者が所有するデータセンターとの認識でよろしいでしょうか。	結構です。
	項目名	1.2.1 用語の定義		
2	ページ番号	P5	(4)「受注者のデータセンターに構築したプライベートクラウド上で運用するシステムを想定している」と記載がありますが、電子登録、電子調達、入札情報公開はインターネット経由で申請業者が利用するため、アプリケーションとデータベースを共用しシステムURLを分けることで他団体からのアクセスを受け付けない方式で問題ないでしょうか。	問題ありません。
	項目名	1.2.1 用語の定義		
3	ページ番号	P7	(1)業者登録(利用システム名：電子登録システム)「システム上のデータ添付機能又は郵送等システム外で提出される登記簿等関係書類により審査を行う」と記載がありますが、想定ファイル数及び総ファイル容量をご教示ください。	1申請当たりの添付可能ファイルの各上限は以下の数値以上であることが望ましいと考えています。 ファイル数：最低10ファイル(圧縮形式のファイル添付が可能な場合、10ファイル未満でも可) 容量(1ファイル当たり)：2MB程度 容量(1申請当たり)：10MB程度  添付可能ファイル数・容量等に関し説明すべき点がある場合は、技術提案書に記述してください。
	項目名	2.1.2 再構築の対象となるシステム		
4	ページ番号	P10	「年度末や年度初めなどの繁忙期にあつては、市と協議の上で期間を定め、稼働時間の延長に対応すること。」とありますが、電子登録システム及び電子調達システムは延長の必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	電子登録システム：稼働時間の延長は想定していません。 電子調達システム：発注者側システムの稼働時間延長対応は必要です。
	項目名	2.1.4 システム稼働時間		
5	ページ番号	P11	(14)テスト項目にはネットワークのテスト(負荷テストを含む。)の内容を含むこと。」とありますが、弊社がご提供するSLA評価項目により判断していただく認識でよろしいでしょうか。	ネットワーク負荷への耐性について十分な性能を有することが数値等で示されているものであれば問題ありません。
	項目名	2.2.1 基本要件		
6	ページ番号	P14	(5)定例会議等に「受注者の指定する会議スペース、Web会議形式や書面開催等の開催形式を認める。その場合の会議開催に必要な会場、各種ツール等は受注者が用意すること。」とありますが、堺市様がご利用可能なツール(teams等)があればお教え願います。	本市がホストとして主催する場合はWebexを利用します。 受注者が主催する場合は、Teams、Webex、Zoomなどが利用可能です。
	項目名	2.2.3 プロジェクト管理		

## 質疑回答書

件名：堺市電子入札関連システム再構築業務

	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
7	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	P14	(6)「ウ 工程終了時には、工程判定会議（品質等の報告をうけ、次工程に進んで良いかどうかを市と受注者で判定する。）を開催する。」と記載がありますが、次工程に進んでよいかどうかを判断する際の具体的な基準や報告資料等は受注者側で決める認識でよろしいでしょうか。または、貴市側で工程判定会議で用意する資料や基準がある場合ご提示ください。	当該工程における進捗事項全般、各要件の充足状況などの報告を受注者にて行っていただき、開発計画や要件定義での協議内容等に基づき判定を行います。また、工程の進捗の中で表出した検討事項や課題のうち、次工程への進捗を阻害する内容がある場合は、当該事項の解消確認も行います。なお、報告資料については履行期間を通じ統一感を有していれば様式等の指定はしません。
	項目名	2.2.3 プロジェクト管理		
8	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	P16	「(8)電子入札関連システムの各システムで保管するデータの内容例及び保管期間は下表のとおりとする。」とありますが、これらの期間はデータベースに保管する期間と認識してよろしいでしょうか。	結構です。
	項目名	2.3.1 基本要件		
9	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	P17	(1)全システム共通「オ データ抽出 申請内容のチェック及び資料作成のために、各種申請データを抽出できること。なお、抽出項目等は設計時に決定する。」と記載がありますが、その抽出が必要なデータは申請受付システムだけでなく、ご提供するサブシステムからご提供できればよろしいでしょうか。	結構です。なお、「各種申請データ」には、申請事業者の申請データに加え、契約管理等で入力する市職員による入力データを含みます。また、抽出する項目については仕様書記載のとおり設計時に協議させていただき想定ですが、大まかな分類で例示しますと「業者情報」「変更（追加）申請情報」「調達案件情報」「工事検査・成績情報」などを想定しています。
	項目名	2.3.2 機能要件	また、抽出する項目は設計時に決定すると記載がありますが、抽出するデータの種類については決まっておりますでしょうか。	
10	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	P17	(1)全システム共通「カ UIテストの実施結果等を元に市と協議し、デザインについての承認を得ること」と記載がありますが、パッケージ標準でご利用頂く画面はUIテストの対象外と考えております。また、改修画面についての承認を戴くとの認識でよろしいでしょうか。	結構です。
	項目名	2.3.2 機能要件		
11	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
	ページ番号	P18	(3)業者管理システム「イ 経審等データ 市が一般財団法人建設技術者センター（以下「CE財団」という。）との契約において提供される各種データを、システムに取り込むことができること。」と記載がありますが、CE財団から提供される各種データは契約上特定のバージョンで固定されず、新バージョンが出るたび最新のバージョンのレイアウトとなる認識でしょうか。また現在想定されるバージョンはVer 4.5で問題ないでしょうか。	現在想定しているデータのバージョンはVer4.5となります。 なお、次期システム稼働開始以降CE財団の提供データがバージョンアップした際、最新バージョンを適用するか旧バージョンを保持するかは、都度協議によって決定する想定です。
	項目名	2.3.2 機能要件		

## 質疑回答書

件名：堺市電子入札関連システム再構築業務

	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
12	ページ番号	P22	「ウ 現行システムからのデータ抽出作業は市（現行システムの運用保守業者）にて行い、抽出した移行データを電子媒体等で提供する。」とありますが、ご提供いただけるデータはテキスト形式、CSV形式と考えてよろしいでしょうか。	提供するデータの形式は以下のとおりです。 電子登録システム：バイナリ形式 契約管理システム：CSV形式 業者管理システム：CSV形式 入札情報公開システム：XML形式 工事等成績評価システム：CSV形式 なお、各提供データのデータ設計書は併せて提供致します。
	項目名	2.4.1 基本要件		
13	ページ番号	P22	(1) 基本要件「エ 現行システムから抽出されたデータを解析するためのデータレイアウト修正及び次期システムへ取り込むためのデータレイアウト修正等も本業務に含むものとする。」と記載ありますが、移行対象データの項目名や項目の文字数等が記載されている仕様書、コードが意味する内容が記載しているコード表等の解析に必要な資料が無いと対応できない認識ですが、その資料は提供いただけると考えてよろしいでしょうか。	No.12の回答のとおりです。
	項目名	2.4.1 基本要件		
14	ページ番号	P24	電子登録の移行対象に「ユーザ・アカウントデータ（発注者・受注者）」がありますが、システムログインに必要なID等の情報の通知は貴市で実施頂ける想定でよろしいでしょうか。	結構です。ただし、システム機能による通知、メールソフトとの連携による通知などの提案を妨げるものではありません。
	項目名	2.4.2 移行対象データ		
15	ページ番号	P24	現行システムからのデータ提供の時期及び回数は2回となりますが、本番前に移行の検証を行うために本番前に1回は全データ種別を全件ご提供して頂く必要があり、データ調査、分析段階の1回目も移行対象となる全データ種別を全件ご提供して頂ける認識でよろしいでしょうか。また、追加提供が必要となった場合に弊社で費用負担しデータ提供いただくことは可能でしょうか。可能な場合、その費用をご教示ください。	ご認識のとおり、2回のデータ提供は、いずれも移行対象データ全件の提供となります。 なお、データ提供回数は原則2回と想定しています。想定回数を超える追加のデータ提供が必要な場合は、受注者と現行システムの運用保守事業者にて、費用負担に関する内容を含め、個別に協議を行ってください。
	項目名	2.4.3 移行用データの提供		
16	ページ番号	P25	(5) 「次期サービス開始直前の令和7年12月19日から12月21日までを現行システムの停止期間として予定しているため、この期間内に、最終のデータ移行を完了すること」と記載がありますが、上記日程より早い時期にデータ移行を完了させ、それ以降は貴市様側で新システムに入力頂く方式でも問題ないでしょうか。なお、検証期間を前倒しとし、本番稼働日は2026年1月5日の想定です。	次期サービス本番稼働時に各システムの申請データや処理状況に不整合が生じないよう、また、市職員の作業負担が最小限となるよう十分な想定と対策を講じることを前提に認めます。
	項目名	2.4.4 移行用データの検証および移行作業		

## 質疑回答書

件名：堺市電子入札関連システム再構築業務

	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
17	資料名	仕様書		
	ページ番号	P27～28	申請事業者向けの研修会は動画を作成して公開して頂く等でも対応可能でしょうか。	会場での集合研修の開催を必須とします。
	項目名	2.5.3 システム操作研修		
18	資料名	仕様書		
	ページ番号	P27～28	集合研修が必須の場合、申請事業者向けの研修会は何回を想定すればよいでしょうか。また、テキストについても印刷が必要な場合、どれくらいの部数が必要でしょうか。	申請事業者向けの研修会については、現行システム構築時の実績を以下に示しますので、提案の参考としてください。 事業者向け実施回数：10回（午前・午後各1回×5日間） 印刷したテキスト部数：1,000部
	項目名	2.5.3 システム操作研修		
19	資料名	仕様書・別紙1 提案評価表		
	ページ番号	P30	「(1) OS、ブラウザ等のバージョンアップ、サポート切れなど、システム運用環境の変化への対応が、受注者側の責務において行われること。」とありますが、OS、ブラウザ等のバージョンアップ、サポート切れ(OS、ブラウザ、コアシステム、コアシステムの暗号アルゴリズム移行対応等)の対応費用を別紙1 提案評価表の工番33「運用・保守費(サービス利用料)」に含む必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	本項(1)及び(2)については、OS(Windows)、ブラウザ(Microsoft Edge等)、コアシステムなどの定例的なアップデートや、規模の小さいバージョンアップを想定しており、受注者のパッケージの改修等で概ね対応可能で、本市固有の改修が生じない、又は軽微なケースについては、運用・保守の範疇で対応していただく趣旨です。 従って、「脱Java対応」、「次期ブラウザ対応」や「暗号アルゴリズムの移行対応」などを例とするような事由で、やむを得ず本市固有の改修が生じる場合は、別途改修(変更)契約を締結する想定であるため、運用・保守費に含みません。
	項目名	2.7.4 サービス利用中の仕様変更等		
20	資料名	様式第5号 要求機能対応表		
	ページ番号	電子調達システム No3、No14	「業者管理システム、契約管理システム、入札情報公開システム間で、調達案件・業者データの連携を行う。」とありますが、連携情報はご提案するパッケージの保有する項目と連するとの認識でよろしいでしょうか。	結構です。
	項目名	システム連携機能		
21	資料名	様式第5号 要求機能対応表		
	ページ番号	電子調達システム No6	「除算方式に対応している。」とありますが、コアの計算式と比較するため除算方式の計算式を提供願います。	除算方式の計算式は以下のとおりです。 『総合評価落札方式による建設工事の評価値』 = 技術評価点(標準点100点+加算点)÷入札価格(消費税等相当額を含まない金額)×100,000,000
	項目名	除算方式		
22	資料名	様式第5号 要求機能対応表		
	ページ番号	電子調達システム No7	「加算方式に対応している。」とありますが、コアの計算式と比較するため加算方式の計算式を提供願います。	加算方式の計算式は以下のとおりです。 『総合評価落札方式による業務の評価値』 = 価格評価点(価格評価点の配点×(最低入札金額/入札金額))+技術評価点(60点×(技術評価の加算点の合計/技術評価の配点の合計))  価格評価点の配点は、特別簡易型で60点、簡易型で30点とします。 最低入札金額とは、入札のあった者のうち、最も低い入札金額をいいます。
	項目名	加算方式		

## 質疑回答書

件名：堺市電子入札関連システム再構築業務

資料名		様式第5号 要求機能対応表	質疑内容	堺市回答
23	資料名	様式第5号 要求機能対応表		
	ページ番号	電子調達システム (発注者) No24	「指名通知書作成後、指名通知書の個別発行、一括発行を行う。また、業者詳細情報が確認できる。」とありますが、確認する業者詳細情報の内容をお教え願います。	業者番号、業者名、所在地、代表者職氏名、担当者情報、登録利用者一覧等の情報です。
	項目名	指名通知書発行機能		
24	資料名	様式第5号 要求機能対応表		
	ページ番号	入札情報公開システム 【電子入札サブシステム】No40、 47、57	「検索条件を指定して、電子入札案件の案件情報検索結果一覧を表示する。検索条件は以下のとおり。 「区分(「建設工事」、「測量・建設コンサルタント）」」「発注年度」「調達案件番号、案件名称(部分一致)」「入札方式」「公告日/公示日(期間指定)」とありますが、案件番号については、ご提案するパッケージの保有する項目(契約管理システムで附番する番号)とする認識でもよろしいでしょうか。	結構です。
	項目名	検索機能		
25	資料名	別紙1 要求機能一覧		
	ページ番号	P1	データ移行時の既登録業者番号について保持する必要があるとのことですが、登録内容については引継は不要でしょうか。	仕様書「2.4.2 移行対象データ」に例示してありますとおり業者情報に関するデータ等は移行の対象となります。 なお、本項目については、システム入替に伴い既登録事業者が新たにこれまでと別の業者番号を付与されることにより生じる混乱を回避し、また、システム入替前後の業者データ管理の効率性及び作成済みの過去資料との整合性を確保する趣旨です。
	項目名	電子登録システム No.1		
26	資料名	別紙1 要求機能一覧		
	ページ番号	P3	登録がある場合は当該業者情報を取得し、画面上に商号、代表者名等を表示するとありますが、継続の場合は過去の登録情報を複写する認識で誤りないでしょうか。	誤りありません。
	項目名	電子登録システム No.38		
27	資料名	別紙1 要求機能一覧		
	ページ番号	P4	希望業種変更申請においては登録業者の業種情報のみを画面に表示する認識でしょうか。	希望業種変更申請画面の表示項目の制御に関する指定はありませんが、表示項目の制御や希望業種以外の入力欄の制御などにより、申請事業者の入力誤り対策等が講じられることが望ましいと考えます。
	項目名	電子登録システム No.64		
28	資料名	別紙1 要求機能一覧		
	ページ番号	P23	無害化が可能な場合はインターネット接続用端末ではなくLGWAN側からダウンロードして問題ないでしょうか。	問題ありません。なお、本項目に限らず、電子調達システムから申請事業者の添付データを取得する際は、無害化処理を講じたデータをLGWAN側からダウンロードすることを基調としてください。
	項目名	電子調達システム No.43		

## 質疑回答書

件名：堺市電子入札関連システム再構築業務

	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
29	ページ番号	P4	(1) 標準化による高いコストパフォーマンスの実現に個別改修に係る新たな予算措置を低減とあります。本業務の委託料にコアシステムのバージョンアップ費用を含む認識でよろしいでしょうか。	No.19の回答のとおりです。
	項目名	1.1.3 システム再構築の目的		
30	ページ番号	P4	(2) システム運用における柔軟性と迅速性の向上の為に「軽微なシステム改修について運用・保守の範囲で対応」とあります。「資料1 参考資料集 3 .過去のシステム変更等」と同等規模の改修費用を本業務の委託料料に含む認識でよろしいでしょうか。	No.19の回答のとおりです。
	項目名	1.1.3 システム再構築の目的		
31	ページ番号	P4	(3) 業務継続性の確保 (BCP) に災害対策基準とありますが貴市における基準は「別紙3 情報セキュリティ要件一覧」という認識でよいでしょうか。この場合、遠隔地へのバックアップの必要性を確認させてください。	結構です。なお、遠隔地バックアップの実施はBCP対策の観点から望ましいと考えますが、必須ではありません。
	項目名	1.1.3 システム再構築の目的		
32	ページ番号	P7	テスト環境はシステム稼働開始後も職員様が利用する必要がありますが、テスト環境の運用時間は本番環境と同等でしょうか。	本番環境と同等であることが望ましいですが、テスト環境の運用・保守に係るコストとの費用対効果の観点等から、本番環境とテスト環境の運用時間に差異がある提案を禁ずるものではありません。
	項目名	2.1.1 前提条件		
33	ページ番号	P9	貴市職員様がインターネットを経由してシステムに接続する場合、専用の端末、VPN接続などの要件があればご提示をお願いします。	インターネット接続にあつては、仮想化されたデスクトップ環境を利用します。仮想環境では、OfficeやPDF閲覧ソフト等は使用可能ですが、新たなソフトウェアのインストールやICカードリーダー等の周辺機器との接続はできません。従って、電子調達システムの利用はできない想定です。 また、インターネット環境から発注者側システムへログインする場合は、適切な認証方法、特定の場所及び装置からの接続を認証する方法等 (IPアドレスによるアクセス制御あるいはログイン時の多要素認証などの手法を想定) によるアクセス制御・なりすまし防止措置を講じてください。 なお、市職員による受注者側のシステムの閲覧に当たっては、特筆すべき点はありません。
	項目名	2.1.3 システム概念図		
34	ページ番号	P11	(13) に運用テストの立会が必要と記載があります。これはどれくらいの回数を見込んでおく必要がありますか。	基本的には、市職員がテスト運用を実施し、電話やメールによる問い合わせに対応いただく想定であり、イレギュラー事象発生時や、重要な作業時に立会を依頼する場合があります。従って、状況に依り大きく変動すると考えますが、運用テストに係る立会依頼回数は5回程度までの想定です。
	項目名	2.2.1 基本要件		

## 質疑回答書

件名：堺市電子入札関連システム再構築業務

	資料名	仕様書	質疑内容	堺市回答
35	ページ番号	P24	移行用データの提供について、回数は2回の記載がありますが、想定回数を超える場合は、別途有償対応となり、現行システム運用保守業者に対して費用支払いが発生し得るとの認識でよろしいでしょうか。	No.15の回答のとおりです。
	項目名	2.4.3		
	資料名	仕様書		
36	ページ番号	P30	各種対応について「受注者側の責務において行われること」とありますが、これは対応費用も今回の業務委託料に含む認識でよろしいでしょうか。	結構です。ただし、No.19の回答内容にご留意ください。
	項目名	2.7.4 サービス利用中の仕様変更等		
	資料名	仕様書		